

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年 12 月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2200198 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200063 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年5月31日の標準賞与額を18万円、平成17年5月25日及び同年8月16日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成16年5月31日、平成17年5月25日及び同年8月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年5月31日、平成17年5月25日及び同年8月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年5月
② 平成17年5月
③ 平成17年8月

平成25年及び平成28年に、日本年金機構よりA社における賞与支払に関する記録の照会があったが、年金受給は先のことだったのでそのままにしていた。今回、65歳になるため年金事務所で年金手続の相談をした際に、照会文書の内容について説明を受け、賞与の支払記録が漏れていたことがわかった。当時、賞与の支払があった記憶があるため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、日本年金機構から提出されたA社の同僚対象者リスト及び賞与支給控除一覧表により、請求者は、同社から請求期間①に18万円、請求期間②及び③にそれぞれ50万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと認められる。

また、賞与支給日については、請求期間②及び③は、総勘定元帳により、それぞれ平成17年5月25日及び同年8月16日とし、請求期間①は、賞与支給日を確認できないことから、賞与支給月の月末と認定し、平成16年5月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、後継事業所であるB社の事業主は、平成16年5月31日、平成17年5月25日及び同年8月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200195号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200064号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和51年にB社に名称変更、現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年4月1日から同年10月1日まで

昭和44年3月から同年9月までの7か月間、A社(B社)に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者記録は同年3月の1か月分のみであり、請求期間の6か月分については記録がないので、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間におけるA社の事業主(以下「元事業主」という。)は、請求者は同社に半年ほど勤務していたと陳述しているほか、請求期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚56人のうち所在が確認できた30人に照会したところ、21人から回答があり、複数の同僚が、請求者は同社に勤務していたと回答していること、請求者が記憶する同社の取引先、取引先への工場見学、社員旅行について記憶していると回答していること等から、期間の特定はできないものの、請求期間当時、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、元事業主は、請求期間当時、給与計算及び社会保険事務は全て担当者に任せており、請求期間に請求者が厚生年金保険の被保険者となる届出を行ったかは不明と回答しているところ、請求期間当時に作成されたA社の「事業所別被保険者名簿」によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和44年3月1日(「取得の受付年月日」は昭和44年3月17日)、喪失年月日は同年4月1日(「喪失の受付年月日」は昭和44年4月21日)と記載されており、オンライン記録と一致している上、同名簿によると、請求期間を含む昭和44年4月から同年11月までの期間に同社で被保険者資格を取得している18人の中に請求者の氏名はなく、当該18人の「厚年整理番号」(141番から158番まで)に欠番もないことから、請求者が、同年4月1日の資格喪失後に同社で再び資格取得したこと及び請求者の同社における被保険者記録が欠落したことは確認できない。

なお、元事業主はA社には前述の事業所別被保険者名簿が確認できる本社のほかに社会保険

に加入する関連事業所はなかったと回答しているほか、社会保険オンラインシステムにより請求者について複数の読み方で氏名検索を行ったが、現在確認できる被保険者記録のほかに請求者のものと思われる厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号。以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項には、事業主が被保険者の負担すべき保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず事業主が当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定を行うものとする旨規定されており、A 社が請求期間に請求者が厚生年金保険の被保険者となる届出を行ったとは認められない場合において、厚生年金特例法により請求者の請求期間に係る記録を訂正するためには、同社が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、元事業主は、請求者の給与から請求期間に係る保険料を控除したかは不明と回答しているほか、前述の元事業主が給与計算及び社会保険事務を全て任せていたとする担当者は同社における厚生年金保険被保険者の中に氏名はなく所在が確認できず、複数の同僚が名前を挙げた給与計算及び社会保険事務の担当者は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における給与からの保険料控除について確認することができない。

さらに、C 社からは回答を得ることはできず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。